主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人佐瀬昌三の上告理由第一、二点について。

原審が、自動車損害賠償保障法三条本文にいわゆる「他人」のうちには当該事故 自動車の運転者は含まれず、その関係で、右の「他人」と民法七一五条一項本文に いわゆる「第三者」とは範囲を同じくするものではないとした判断の過程には、所 論の理由齟齬、不備の違法は認められず、またその判断は当裁判所もこれを正当と して是認する。所論は右と異る見解を主張し、且つその主張を前提とすることによ つて原判決の違法をいうものであり、すべて採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁	判長裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	Щ	田	作之	助
	裁判官	草	鹿	浅之	介